

(財)えひめ女性財団 2次評価

- ・(財)えひめ女性財団は、女性に関する諸問題の調査研究、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、女性の社会活動の促進等を行うことにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に、県の全額出損(10億円)により、平成3年に設立された。
- ・当法人は、愛媛県女性総合センター(昭和62年設置)を拠点に、その専門性と県民との幅広いネットワークを活かして、県と密接に連携して男女共同参画社会の実現を目指して取組みを行っているが、少子化やDVなど社会情勢が大きく変化するとともに、18年度から、県の公の施設に指定管理者制度が導入されることになり、その結果によっては、大きく経営環境が変動することが予想されたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度から、県職員の派遣取り止めに伴い、命令系統の明確化などを目指した組織の見直しを行い、女性総合センター管理係、相談係、事業係の3係体制とした。(従来は、2人の部長の下に職員をフラットに配置)
なお、当法人の事務局は、センター職員が全て兼務している。
- ・一次評価にもあるとおり、プロパー職員の登用などによりマネジメントの強化を図るとしており、今後、経営能力や専門性の高い役職員の選任、養成など、当法人の経営の自主性と自律性の向上に向けた取組みを強化していただきたい。
- ・役員は、17名で、関係団体等から就任しているが、全て非常勤であり、実施計画の取組みにあるとおり、厳しい経営状態の中で、常務理事の常勤化が課題となっている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、県民等による男女共同参画の取組みを支援するための総合的な拠点施設である愛媛県女性総合センターの管理運営及びDV被害者の相談事業など県からの受託事業(17年度5事業77,034千円)と、調査研究、県民大会の開催、ネットワークづくりなどの自主事業(17年度9事業3,332千円)を行っている。
- ・収入の大半を占める県からの補助金・委託料収入(16年度88%、17年度は基本財産の一部(国債5億円)を買い替えたことによる特殊要因のため16%、18年度は指定管理者の導入により75%)により事業を行っているが、県の厳しい財政状況を反映して縮小傾向にある。管理費及び自主事業は基本財産の運用益で実施しているが、近年の金利の低迷により、運用益は1千万円程度であり、自主事業も縮減せざるを得ない状況にある。
- ・このような中、13年度から16年度まで当期正味財産は赤字であったが、17年度は国債買い替えにより黒字に転換し、改革実施計画の実行により、今後黒字を見込んでいる。
- ・今後、県の厳しい財政状況を踏まえ、県からの受託事業が減少するとともに、金利の大幅な上昇は見込めない一方、DVへの対応など業務は増加しており、県、市町、市町女性センターなどとの役割分担を明確にし、設立目的に添った真に必要な事業に、限られた財源を集中化、重点化し、成果の向上に努めるとともに、事業の成果については、効果的な周知を行っていただきたい。(具体的には、当法人は、専門性を生かした調査研究や団体等のネットワークづくりなど環境づくりに集中し、県は総合企画、調整など、市町は講座開催などによる住民の意識啓発など直接的な事業の実施などに役割分担をしてはどうか。)
- ・併せて、実施計画の今後の取組みで記載しているとおり、女性総合センターの利用料金収入の増加、基本財産の効率的な運用、実費徴収など収益事業の強化などの収益確保に向けた取組み、公用車の廃止や事務コストの縮減など徹底した経費の節減に取り組み、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、17名、全て非常勤で、無給。職員数は、14名で、女性総合センター館長(非常勤・常務理事)以下、専門的知識を有する常勤職員5人と臨時職員8人で運営している。(16年度17名 17年度16名 18年度14名)
- ・職員給与については、県に準じているが、18年度から10%程度削減する計画である。
- ・16年度に県監査委員から、法人の規模に比べて理事の人数が多すぎ、理事の人数は必要最小限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を人選すべきであるとの指摘があったが、副理事長は平成13年から欠員のままであり、一次評価において役員数の削減を検討するとあるとおり、副理事長を含め理事の適正人員について検討すべきではないか。
- ・当法人の役割分担を明確にし、見直しを行う中で、事業量に見合った役職員数を検討していただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・当法人は、男女共同参画社会の実現を目指して、県と密接に連携した取組みを行っているところであり、総合的な拠点施設としての県女性総合センターの管理運営、DV防止法に基づく被害者相談など、県からの補助金・委託料を中心に事業を実施しているため、県の財政支出依存度は、16年度88.3%、17年度16.4%（基本財産の買い替えによる支出の一時的増による）、18年度74.5%と非常に高い。
- ・18年度から、指定管理者制度の導入を踏まえ、県派遣職員全員を引き揚げ、人件費補助を廃止している。
- ・男女共同参画社会の実現のためには、国、県、市町、民間事業者、県民等が相互に連携して取り組むことが必要であり、当法人は、その専門性等を活かして、県内全域を対象とした唯一の公的団体として、いわば県と一体となって事業を展開しているところであり、県の財政支出依存度が高いことは認められる。
しかし、県の厳しい財政状況やDVなど新たな対応を必要とする業務が増えていることも踏まえ、県と当法人の役割分担を再検討し、当法人の専門性や独自のネットワークが最も効率的かつ効果的に発揮される事業に限定して、県が財政的支援を行う必要があると考える。

(2) 人的関与の見直し

- ・県派遣職員を17年度に2名削減（5名→3名）し、18年度は指定管理者の導入に伴い0名（3名→0名）とするなど計画的に派遣職員の引き揚げを図っている。
- ・県職員OBは、役員は、常務理事・女性総合センター館長、監事、職員は次長の計3名であるが、当法人が県と十分な連携を取る必要があること、充て職ではなく、意欲や知識経験を有する適任者を選任していることなどから、必要性は認められる。
- ・現在は指定管理者制度の導入等もあり、県の派遣職員は0となっているが、今後も、当法人の目的や派遣の必要性などを踏まえ、適切に対応していただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・寄附行為、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等を県のホームページで公開している。
- ・18年度から財務関係資料（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）を財団のホームページで公表する計画。
- ・県民に経営情報を積極的に開示し、説明責任を徹底するという観点から、一次評価にあるとおり、財団のHPでも財務関係資料を県民が閲覧できるよう取組みを進めていただきたい。

4 総合的評価

【法人】

- ・社会情勢の変化を踏まえ、限られた財源の中で、県や市町、NPO等と役割分担を行い、当法人の専門性や独自のネットワークが最も効率的かつ効果的に発揮される事業に重点化し、一層の成果の向上に努めるとともに、県民への事業の成果の周知を図ること。
- ・また、基本財産の効率運用、利用料金の増など収益確保、経費節減に努め経営基盤の強化に取り組むこと。

【所管課】

- ・県の政策目的達成の観点から、当法人と連携して、事業の成果の把握・検証を行うとともに、社会環境の変化も踏まえ、役割分担、事業内容の見直しに取り組むこと。